

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月28日

【会社名】 株式会社野村総合研究所

【英訳名】 Nomura Research Institute, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 此本 臣吾

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

【電話番号】 03-5533-2111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 榊原 大史

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

【電話番号】 03-5533-2111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 榊原 大史

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
(発行価額の総額) 0円
(発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
の合計額を合算した金額) 合計金額 3,624,374,100円
(内訳)
第28回新株予約権 3,036,004,500円
第29回新株予約権 588,369,600円

(注)1. 本募集は、平成29年6月23日の当社取締役会決議に基づき、ストックオプション付与を目的として新株予約権を発行するものである。

2. 「発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額」は、割当日における公正な評価額を含めて記載している。なお、上記金額は有価証券届出書提出時における見込額である。

3. 新株予約権が行使されなかった場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合等には、「発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額」は減少する。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社野村総合研究所 大阪総合センター
(大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年6月28日に有価証券報告書及び臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、平成29年6月23日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載内容(添付書類を含む。)について、当該有価証券報告書及び当該臨時報告書を有価証券届出書の参照書類に追加するため、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の差替え)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、有価証券届出書に添付していた「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

(添付書類の削除)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、有価証券届出書に添付していた「平成29年3月期(自平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)連結業績の概要」を削除します。

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

<訂正前>

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第51期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

平成28年6月22日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第52期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

平成28年8月2日関東財務局長に提出

事業年度 第52期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)

平成28年11月1日関東財務局長に提出

事業年度 第52期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)

平成29年2月1日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年6月23日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書(株主総会における議決権行使の結果)を平成28年6月22日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年6月23日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書(提出会社及び当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)を平成28年9月13日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年6月23日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書(主要株主の異動)を平成28年10月28日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年6月23日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書(特定子会社の異動)を平成28年12月26日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年6月23日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書(代表取締役の異動)を平成29年4月3日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を平成28年8月30日に関東財務局長に提出

訂正報告書(上記2の第3四半期報告書の訂正報告書)を平成29年4月3日に関東財務局長に提出

<訂正後>

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第52期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

平成29年6月28日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年6月28日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書(株主総会における議決権行使の結果)を平成29年6月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

<訂正前>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び各四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年6月23日)までの間において、変更すべき事項が生じています。以下の内容は、当該変更を反映して「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所については下線で示しています。なお、下記文中の「当年度」は平成28年度(自平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)を意味します。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載された事項を除き本有価証券届出書提出日(平成29年6月23日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

《事業等のリスク》

(省略)

<訂正後>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(第52期事業年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年6月28日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年6月28日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

《事業等のリスク》の全文削除